

飯島賢二の

やさしく解決！ 難問道場

第47回



株式会社 飯島 綜研 代表取締役 飯島 賢二

Q 地方自治体の財政健全化という言葉をよく聞きますが、具体的な指標があるのでしょうか？

A

財政健全化を判断するための財政指標に関しては、「実質赤字比率」、「連結実質赤字比率」、「実質公債費比率」、「将来負担比率」の4つが規定されています。実質赤字比率は、これまでの旧法「再建法」における赤字比率とほぼ同様のものですが、対象となる会計の範囲が絞られています。連結実質赤字比率は新たに導入された指標で、これまで対象とならなかった全会計をカバーするフロー指標となっています。実質公債費比率は、地方債の事前協議制度移行にともない既に用いられている指標。将来負担比率は、新たに導入される公営企業、公社や出資法人等を含む一般会計の将来負担を把握するための指標で、従来のフロー対象ではなく、いわばストック指標です。

今後は、各指標の算定内容の詳細と健全化判断比率等の基準が定められることになり、注目を集めるでしょう。基準設定は、財政健全化法のスキームがどのように機能するかが大きく関わってきます。また、同法が地方公共団体の財政状況把握を多様化し厳格化する方向性において評価されるとしても、地方分権推進のもと、自治体の自主的な財政運営にどのような影響をもたらすのかについても、注視していく必要があると思われます。

これら比率をもとに現状で試算してみると、実質

赤字比率について、地方債発行管理の基準値を使用して早期是正措置の対象になるとみられる自治体は、関西の市町村で5団体、それ以外では夕張市を除き3団体あり、関西に集中していることがわかります。

連結実質赤字比率は、政府で検討中の算定方法の内容次第で数値の変動が予想されますが、公営事業会計が赤字となっている関西の市町村について試算してみると17団体となります。地方債発行における起債制限の新旧の基準である実質公債費比率と、旧法の起債制限比率により新しい基準に移行する影響を試算してみると、全国1844自治体のうち起債制限比率で許可団体となるのは260団体(14.1%)ですが、実質公債費比率では382団体(20.7%)と大きく増加します。関西についてみると、実質公債費比率によって起債許可に該当する自治体は26.6% (207団体中55)あり、全国の22.3%に比べて大きいのです。

赤字再建団体は自治体の自らの力で赤字を解消できず、国の管理下のもとで財政再建を進めていくことになります。準用再建になると、地方自治体として主体的に「地方自治」を行うことができなくなるのです。準用再建になることは、「地方自治権を取り上げられること」、その申請をすることは地方自治権の「返上」を意味することになるでしょう。(出典：(株)日本総合研究所)

「これからも、ずっと中小企業の強い味方であり続けたい…」

日本経済を支えている中小企業をあらゆる面からサポートし、ご満足いただく。ここに、当社の存在価値があります。

IKG 株式会社 飯島 綜研

代表取締役会長 飯島 賢二
税理士・中小企業診断士

〒360-0024 埼玉県熊谷市問屋町2-4-18 ソシオ熊谷情報センター2F TEL 048-528-2191 FAX 048-528-2197
IKGホームページ <http://www.ik-g.jp>